

平成30年

第4回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

平成30年第4回志賀町議会定例会会議録

平成30年12月4日、第4回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員16名)

1番	中 谷 松 助
2番	福 田 晃 悦
3番	稲 岡 健太郎
4番	南 正 紀
5番	寺 井 強
6番	堂 下 健 一
7番	南 政 夫
8番	下 池 外巳造
9番	須 磨 隆 正
10番	越 後 敏 明
11番	田 中 正 文
12番	富 澤 軒 康
13番	櫻 井 俊 一
14番	林 一 夫
15番	戸 坂 忠寸計
16番	久 木 拓 栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	間 嶋 正 剛
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	本 吉 茂 樹
企画財政課長	山 下 光 雄
情報推進課参事	今 村 浩 一
税 務 課 長	岡 部 亮

住 民 課 長	西 清 孝
健康福祉課長	山 口 勝 好
環境安全課長	荒 川 仁
商工観光課長	浜 村 大
農林水産課長	北 富美夫
まち整備課長兼上下水道室長	関 田 勝 行
富来病院事務長	川 畑 智
会計管理者(会計課長)	高 野 正
学校教育課長	山 本 政 人
生涯学習課長	平 井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出 崎 茂 男
議会事務局参事	前 田 稔
議会事務局主幹	宮 川 信 顕

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 報告第25号ないし第28号及び議案第84号ないし第103号
(提案理由説明)
- 日 程 第 5 町長提出 議案第97号ないし第100号 (質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日 程 第 6 議員の派遣について

(開 会 ・ 開 議)

南政夫議長 ただ今の出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、平成30年第4回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

南政夫議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、14番 林一夫君、15番 戸坂忠寸計君を指名します。

日程第2 会期の決定

南政夫議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から18日までの15日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から18日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

南政夫議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 報告第25号ないし報告第28号、議案第84号ないし第103号（提案理由説明）

南政夫議長 次に、本日町長から提出のありました、報告第25号ないし第28号及び議案第84号ないし第103号を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉勝町長 議長。

平成30年第4回志賀町議会定例会の開会にあたり、町政の近況と本議会に提案いたしました案件の概要について、ご説明いたします。

師走を迎え、今年も残すところ1か月足らずとなりました。そして、来年4月30日までの平成の時代も残り僅かとなる中で、先日、2025年大阪万博の開催決定という明るいニュースがありました。2020年の東京オリンピックの開催に向

けて、好調を維持する日本経済の更なる成長が期待されるところであり、本町においても、訪日外国人客を取り込むインバウンド対策など、最大限の効果が得られるよう知恵を絞っていきたいと考えております。

この1年を振り返ってみますと、大雪や寒波にはじまり、地震、猛暑、豪雨や台風など、全国各地で大規模な自然災害が発生した年であったと言えます。本町においても、1月末に数十年に一度の記録的な寒波の影響により、水道管が凍結し、約3,000世帯で断水や水が出にくい状況となるなどの被害に見舞われました。また、1月、2月には、50センチを超える積雪を観測する記録的な大雪に見舞われ、車両等の通行に支障を来す状況となりました。さらに、8月末から9月においては、秋雨前線の影響により、能登地方を中心に断続的に降り続いた記録的な豪雨や相次ぐ台風の襲来により、町内各所で道路や農地の冠水、河川の氾濫による浸水や土砂崩れなどが発生し、大きな被害を受けたところであります。この豪雨災害による本町における被害状況につきましては、土木関係で、道路災害が152件、河川災害が58件の計210件で、被害額は、約5億4,200万円となっております。

また、農林水産関係では、農地・農業用施設災害が195件、林道施設災害が22件、単荒廃地や漁港・港湾施設などのその他災害が32件の計249件で、被害額は、約3億2,900万円となっております。土木、農林水産関係合わせた被害総額は、8億7,100万円となっております。現在、町では、被災した道路や農地などの一日も早い復旧に向けて、順次工事に取り掛かっているところであります。

10月に開催しました区長会を対象としたタウンミーティングにおいても、災害箇所の復旧や頻発する自然災害に備えた今後の対策などに関し、さまざまな要望をいただきましたが、被害箇所の復旧については、国の災害認定を受けてからでなければ工事に着手できない箇所もありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、この豪雨により、住宅の裏山が崩れ、土砂が住宅にまで到達し、危険な状態にあるなどの被害が発生しましたが、町では、これに係る土砂撤去費用に対する補助制度の採択要件が、がけ地の高さが3メートル以上、勾配が30度以上で、手が加えられていないがけ地でありましたが、今回の豪雨災害に限り、この要件を緩和して補助金を交付できるよう特例措置を講じたところであります。

また、今回の豪雨以降の災害に関して、住宅が大きな被害を受け、住むことができなくなった被災者に対し、災害見舞金を支給する制度を新たに創設し、支援していきたいと考えており、今定例会において、災害見舞金支給条例の制定についての議案を提出させていただいております。

昨今、日本のみならず、世界的に異常気象による大規模災害が頻発している状況を踏まえ、今後、その被害規模もより深刻なものになっていく可能性も否定できない中で、自然災害に対する備えと対策を更に強化していかなければならないと考えております。

町では、今回の豪雨災害を経験し、早めの避難を呼びかけることの大切さを痛感したところであり、危険な状況が迫っている場合には即座に判断し、避難準備情報、避難勧告、避難指示など、適切な避難情報を発令していきたいと考えております。

また、自主避難所の開設や職員の配置、避難所における備蓄品のあり方などについても、更に検討を進めていくほか、非常時に機動的に対応することができるよう、このたび、給水車を1台購入したところであり、今後も、なお一層の防災体制の強化と充実に向け、さまざまな対策を講じていきたいと考えております。

次に、除雪対策についてであります。

今年の1月、2月は、全国各地で記録的な大雪となり、本県でも、北陸自動車道や国道8号では、道路の寸断や車両の立ち往生により、交通網が完全に麻痺する事態となりました。本町においても、50センチ以上の積雪を観測し、夜半からの除雪にもかかわらず、作業が追いつかず、車両等の通行に支障が生じる状況となりました。

県では、今年の大雪を教訓として、自治体ごとに対応が異なる生活道路や歩道の除雪対応を強化するため道路除雪連携会議を開催し、各市町の新たな取り組みの意見交換や、先月15日には、県と市町の情報伝達訓練を実施したところであります。また、町では、先月27日に除雪対策会議を開催し、県の連携会議を受けて、除雪の出動基準を昨年までの積雪15センチ以上から10センチ以上に見直し、初動体制の強化にあたることを確認したところであります。さらに、町では、今年度、新たに凍結防止剤散布車を購入したほか、各地区内の生活道路の除雪作業を支援するため、町内会が小型除雪機を購入する場合、購入額の2分の1以内

で100万円を上限とする補助制度を創設し、除雪体制の充実を図っていくこととしております。

気象庁の長期予報では、今年の降雪量は、平年並みか、又は少ないとの見通しがありますが、これから本格的な降雪期を迎えるにあたり、幹線道路はもとより、町民の生活に欠かせない生活道路や通学路の安全確保に向けて、県との情報共有を図りながら、関係機関や団体の協力を得て迅速な対応に努めていきたいと考えております。

次に、企業誘致の推進についてであります。

能登中核工業団地につきましては、本年7月の第1回臨時会でお認めいただいた日立製作所の工場用地36,419平方メートルについて、工場用地として造成するための設計業務を行っているところであります。来年度には、分譲に向けた造成工事を行い、併せて、各種企業に対し、誘致に向けた働きかけをしていきたいと考えております。

また、堀松工場団地においては、先の定例会でもご説明しましたが、石川サンケン株式会社が新たな投資として、サンケングループ全体の製品の信頼性試験等を行う工場を来年4月の操業を目指し、建設しているところであります。

これにより約30人の雇用が創出され、町内からは10人程度採用される計画となっております。さらに、同社では、家電や自動車の電気制御に使うパワー半導体の生産体制を強化するとともに、生産能力を高めるため平成32年度にかけて約29億円を投じ能登地域の4工場でラインを増強する方針を打ち出しております。

町としては、今後の雇用創出にも期待しているところであり、石川サンケンをはじめ町内企業の事業の拡大に伴う工場や設備の新增設に対し、補助金や奨励金を交付するなどの支援のほか、本年7月に締結した石川労働局との雇用対策協定に基づく企業合同就職面接会などの取り組みを積極的に推進することにより、企業の人材の確保についても支援していきたいと考えております。

次に、交流人口の拡大と地域活性化についてであります。

8月11日から11月末まで、世界一長いベンチ周辺において、2万個のペットボトルとLEDオブジェを設置し、西能登里浜イルミネーションときめき桜貝廊を開催しました。8月11日のオープニングイベントでは、富来地域では8年ぶりとなる花火大会が華を添えたこともあり、当日だけで5,000人以上の方に来

場いただきました。総来場者数については、中間報告から推計しますと、前年を上回る1万5,000人以上の来場があったものと見込まれ、夏場を中心とする期間に変更したことが功を奏したものと考えております。

町としては、来年度においてもこのイベントを同様の時期に開催し、更なる地域の賑わいの創出と交流人口の拡大につなげていきたいと考えております。

また、第8回となる冬の町祭大漁起舟祭を、今年度も2月11日に富来漁港を会場として開催します。志賀町の海の幸を前面に打ち出し、大漁鍋や炉端焼き、テント市にステージイベントなど、盛りだくさんの内容で開催したいと計画しており、多くの皆様にご来場いただきたいと思っております。

なお、町では、現在、夏の西能登やっちゃ祭りと冬の大漁起舟祭、2つの町祭を実施しておりますが、そのあり方を見直していきたいと考えております。本年7月29日に開催を予定していた第29回はやっちゃ祭りについては、台風の接近により中止となりましたが、近年の夏の猛暑・酷暑の中での開催や、頻発する豪雨や台風など、気象条件により開催が左右されること、また、会場におけるトイレや駐車場などの問題、加えて、イベント内容の手詰まり感など、さまざまな課題に直面しているのが現状であり、町民の皆様からのさまざまなご意見もあります。また、大漁起舟祭も同様であります。

そこで、町では、今年度をもって2つの町祭を一旦終了し、これらの課題をクリアし、町民の皆様喜んで参加していただける新たな町祭を、来年度1年をかけ検討していきたいと考えております。検討にあたっては、町民の皆様の意向が反映できるよう、各界各層のご意見をお聞きしながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、若者の移住定住の促進についてであります。

定住促進住宅地みらいとうぶにつきましては、第2期分譲の31区画について、先の定例会で18件の申込みがあり、残り13区画となった旨の報告をさせていただきましたが、以降、町内の方から4件の申込みがあり、残り9区画となっております。第3期分譲となる16区画については、来年1月の分譲開始に向けて、着実に造成工事を進めているところであります。

また、富来地域への若者の移住定住を促進するため、富来サイクリングターミナル跡地に整備しているファミリー向け住宅1棟12戸については、当初の工程どおり、基礎部

分の杭打ち工事を終え、本格的な本体工事を進めているところであり、来年9月の完成を目指し、着実に整備を進めていきます。

次に、郷土芸能における後継者の育成についてであります。

新聞報道等でご存じのとおり、舘開嫁ほめ詞保存会青年部の皆さんが、先月10日に開催された全国青年大会の郷土芸能部門に県代表として出場し、若者の力で伝統芸能を継承する団体に贈られる特別賞後藤文夫賞を受賞されました。同保存会では、江戸時代から歌い継がれ、町の無形文化財に指定されている嫁ほめ詞の祝いの唄を広く知ってもらおうと、地元を挙げて、郷土芸能を若い世代に引き継ぐ取り組みを推進しておられます。

県では、こうした活動を行う団体に対し、石川県民文化振興基金を活用し助成金を交付しており、同保存会は4年前から助成金の対象となっていることから、町としても補助金を交付して支援してきたところでもあります。さらに、今年度から全国青年大会に県代表として出場する団体に対し、町単独で補助金を交付することとしました。

本町には、舘開嫁ほめ詞をはじめ太鼓や獅子舞など多くの郷土芸能がありますので、関係団体の皆様には、今回の事例を一つの参考例として、今後も、町の郷土芸能の更なる振興と後継者の育成に積極的に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

次に、町立富来病院の経営改革の取組状況についてであります。

町立富来病院では、平成29年から32年の4年間を取組期間とする新改革プランに基づき、病院経営の健全かつ安定化に向けた改革に取り組んでいるところでもあります。この取り組みの一つとして、急性期の治療が終了したものの、すぐに自宅や施設に移ることに不安を持つ患者に対し、在宅復帰を支援することを目的として、本年10月から、東病棟の急性期一般病床60床のうち22床を地域包括ケア病床として機能転換したところでもあります。

また、日常的に医療管理が必要な要介護者の長期療養と生活施設としての機能を併せ持つ介護医療院の制度が、本年4月から創設されたことにより、西病棟の慢性期病床を、来年1月から介護医療院に機能転換する方針で、現在準備を進めているところでもあります。これにより、本町における介護施設の入所待機者の解消につながるのと同時に、経営の改善にも寄与するものと考えております。

さらに、医療需要に応じた常勤医師や薬剤師等の医療従事者を確保することが最重要課題となっており、県の地域医療推進室等と連携を図りながら、積極的に大学病院や中核病院に対して協力を依頼しているところでもあります。今後も厳しい経営状況が続くと思われませんが、不断の経営改革を推し進め経営の健全化を図りながら、医療従事者を確保し、町民に対して、快適な医療・療養環境の提供に努めていきたいと考えております。

次に、原子力防災訓練についてであります。

先月11日、国の原子力災害対策指針や県・関係市町等の地域防災計画に基づく総合的な訓練として、関係機関相互の連携強化や住民の防災意識の向上を図ることを目的に、石川県原子力防災訓練が実施されました。

今年度も原子力災害時の応急対策として、自家用車やバスによる白山市と能登町への避難のほか、総合武道館や富来防災センター等の放射線防護施設の開設や運営、要配慮者の避難などの訓練を実施しております。また、地震による複合災害を想定し、重機による道路の応急作業後に町民が自衛隊の高機動車に乗り込み、その箇所を通過する訓練のほか、自衛隊のヘリコプターや能登金剛の遊覧船により移動した後、バスで能登町へ避難する訓練も行われました。さらに、オフサイトセンターと本町災害対策本部をはじめとした関係自治体とのテレビ会議により情報共有を図るとともに、連携、対応手順の確認を行ったところでもあります。

今後は、今回の訓練で得られた意見等を集約し、総括することにより、避難計画等の実効性を高め、原子力防災対策の充実に活かしていきたいと考えております。訓練にご協力いただきました町民の皆様と関係機関の方々には、深く感謝を申し上げます。

次に、志賀原子力発電所についてであります。

去る9月21日、志賀原子力発電所2号機の新規制基準適合性に係る審査会合が開催されました。会合の状況としては、評価対象とした断層選定の根拠や考え方をはじめ、提出された資料の問題点など審査に入る前の入り口論に終始し、本格的な議論とは程遠いものであったと聞いております。

北陸電力には、今回の審査会合における指摘を真摯に受け止め、規制委員会の求める課題に対し、十分に対応できる資料の再整備や丁寧な説明に努め、審

査が着実に前進するよう、全社を挙げて取り組むことを求めるものであります。

また、志賀原子力発電所に限らず、七尾大田火力発電所などでも、最近、保守管理における不適切な事象の発生や、災害に係る対応のまずさなどが見受けられます。北陸電力には、原子力発電所を預かる者として、国民の信頼を損なうことのないよう、常に緊張感を持って業務にあたるよう求めるものであります。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、順を追って、その大要をご説明申し上げます。

案件は、専決処分の報告及び承認が4件、平成30年度の一般会計の補正予算をはじめ、条例の制定及び一部改正、工事請負契約の変更契約及び財産の取得、公の施設の指定管理者の指定に係る議案が20件の合わせて24件であります。

まず、報告第25号及び報告第26号については、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、それぞれ専決処分しましたので、議会に報告するものであります。

報告第25号は、本年8月20日、国道249号の三明交差点において、町職員が運転する公用車が、停車中の車両に追突し、その一部を破損させた事故について、本年9月28日に和解が成立し、その損害を賠償したものであります。報告第26号は、本年9月4日、福浦港地内において、町職員が運転するゴミ収集車が、駐車中の車両に接触し、その一部を破損させた事故について、本年10月22日に和解が成立し、その損害を賠償したものであります。

報告第27号及び報告第28号については、平成30年度の一般会計及び水道事業会計の補正予算であり、いずれも本年10月15日をもって、専決処分をしましたので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

報告第27号 平成30年度志賀町一般会計補正予算（第3号）については、本年8月31日以降の豪雨災害等に係る災害復旧事業費を補正するため、歳入では、国及び県補助金や地方債、農地農業用施設災害等に係る地元分担金の追加を主とし、歳出では、農地農業用施設災害復旧事業、道路河川災害復旧事業のほか、被災した各施設の復旧経費の追加を主として、所要額の補正を行ったものであります。

報告第28号 平成30年度志賀町水道事業会計補正予算（第2号）については、本年8月31日の豪雨災害で発生した水道施設災害復旧事業に係る所要額の補正を行ったものであります。

続いて、議案第84号から議案第89号については、平成30年度の各会計の補正予算であります。

議案第84号 平成30年度志賀町一般会計補正予算（第4号）については、歳入では、ふるさと納税寄附金、各事業の内示等に伴う国及び県補助金や地方債の増額並びに減額、災害復旧事業に係る補助金や地方債の追加を主とするものであります。また、歳出では、人事院勧告に準じた人件費及び災害箇所増加による災害復旧事業費やイノシシ捕獲頭数の増加による有害鳥獣被害対策事業費の増額のほか、みらいとうぶに整備中の仮称高浜東部公園に係る上下水道の水管橋設置工事費の追加を主として、所要額を補正するものであります。

議案第85号 平成30年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、一般会計繰入金を増額する一方で、国庫補助金を調整し、歳出では、公共下水道事業処理施設管理費及び公共下水道事業費の増額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第86号 平成30年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、基金繰入金を増額し、歳出では、人事院勧告に準じた人件費の増額及び基金積立金の減額をするものであります。

議案第87号 平成30年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、加入者負担金及び平成29年度に発生したケーブルテレビ接続機器等への落雷による災害共済給付金を増額し、歳出では、IP音声告知端末の修繕費の増額のほか、台風21号による引込線の断線修理などのケーブルテレビ運営委託費、8月31日の落雷による防災行政無線笹波南子局の緊急修繕を予備費で対応したため、その所要額を補正するものであります。

議案第88号 平成30年度志賀町水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的支出では、人事院勧告に準じて人件費を増額し、資本的収入では、道路災害復旧工事に係る配水管移設工事負担金の増額を行い、資本的支出では、人事院勧告に準じた人件費の増額や検針システムの更新に係る事業費を追加したほか、昨年度の決算における消費税額の確定に伴い、仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金を返還するため、所要額を補正するものであります。

議案第89号 平成30年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入では、本年10月から一般病床60床のうち22床を地域包括ケ

ア病床に機能転換するとともに、来年1月から慢性期病床を介護医療院に転換することに伴い、医療入院収益を増額する一方で、その他医業収益を減額し新たに介護収益を追加するものであります。また、資本的収入では、いしかわ診療情報共有ネットワーク強化事業費補助金及び看護師等修学資金貸付金返還金を増額し、収益的支出では、期限切れ薬品の資産減耗費を増額するものであります。

議案第90号から議案第96号については、条例の制定及び一部改正についてであります。

議案第90号 志賀町災害見舞金支給条例については、災害により被害を受けた町民又はその遺族に対し見舞金を支給し、町民の生活の安定と福祉の増進を図るため、新たに条例を制定するものであります。

議案第91号 志賀町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例については、学校教育法の一部改正に伴い、引用している条項にずれが生ずるため、所要の改正を行うものであります。

議案第92号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第93号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院が勧告した一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の特別給が改定されることを踏まえ、それぞれ期末手当の支給月数について、所要の改正を行うものであります。

議案第94号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告により一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されることを踏まえ、給料表や勤勉手当等について、所要の改正を行うものであります。

議案第95号 志賀町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、下水道事業の経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現するため、来年4月から地方公営企業法を適用するにあたり、関係する条例を改正するものであります。

議案第96号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、病院事業の附帯事業として、介護保険法に基づく介護医療院を設置するにあたり、新たに名称・位置及び入所定員を明記するほか、関係条文の改正を行うもので

あります。

議案第97号から議案第100号については、工事請負契約の変更契約及び財産の取得についてであります。

議案第97号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更については、平成30年第1回臨時会で議決をいただいた旧熊野小学校体育館改修工事（建築）に係る請負契約の変更を行うものであります。変更内容につきましては、工事着手後において、校舎と体育館の接続部分で、増築工事に支障となる充填材の撤去工を追加し、また、校舎基礎杭撤去箇所の地盤が軟弱なため、地盤改良工を追加するほか、既存雨水管の移設工などを追加するもので、契約金額に164万2,680円増額し、6,328万4,760円に変更するものであります。

議案第98号 財産の取得については、コミュニティバスの用に供する車両を購入するにあたり、株式会社池田商事 代表取締役 池田政人から1,218万4,560円で取得するものであります。

議案第99号 財産の取得については、コミュニティバスの用に供する車両を購入するにあたり、株式会社上杉モータース 代表取締役 上杉幸司から2,436万4,800円で取得するものであります。

議案第100号 財産の取得については、コミュニティバスの用に供する車両を購入するにあたり、石川日野自動車株式会社七尾営業所 所長 鳥越潤実から8,208万円で取得するものであります。

議案第101号から議案第103号については、公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。

議案第101号は、シーサイドヴィラ渤海及びふるさと文化センターの指定期間が平成31年3月31日で満了となるため、新たに、株式会社いこいの村能登半島を指定管理者として、平成36年3月31日までの5年間を指定するものであります。

議案第102号は、志賀の郷ファミリーパークの指定期間が平成31年3月31日で満了となるため、引き続き、株式会社いこいの村能登半島を指定管理者として、平成36年3月31日までの5年間、指定するものであります。

議案第103号は、大島キャンプ場の指定期間が平成31年3月31日で満了となるため、引き続き、大島観光開発株式会社を指定管理者として、平成36年3月31日までの5年間、指定するものであります。

以上、本定例会提出案件についての概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたるので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

南政夫議長 説明を終わります。

日程第5 町長提出 議案第97号ないし第100号（質疑、委員会付託、討論、採決）

南政夫議長 ただ今、町長から提出されました議案のうち、議案第97号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について（旧熊野小学校体育館改修工（建築））、ないし第100号 財産の取得について「コミュニティバス」を一括して議題とします。

（ 質 疑 ）

南政夫議長 これより、各案に対する質疑を許します。

（質疑なし）

南政夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

（ 委 員 会 付 託 の 省 略 ）

南政夫議長 お諮りします。

各案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

（ 討 論 ）

南政夫議長 これより、各案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言なし）

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(発言なし)

南政夫議長 討論を終結します。

(採 決)

南政夫議長 これより、採決します。

採決は、起立によって行います。

まず、町長提出 議案第97号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について(旧熊野小学校体育館改修工事(建築))を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第98号 財産の取得について「コミュニティバス」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第99号 財産の取得について「コミュニティバス」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第100号 財産の取得について「コミュニティバス」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議員の派遣について

南政夫議長 次に、議員の派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員の派遣を行います。

期間は本年12月19日から26日までの8日間、アゼルバイジャン共和国及びジョージアに東京オリンピックの合宿誘致活動目的に、議員を派遣するものであります。派遣議員は、私、議長の南政夫であります。

お諮りします。

以上のとおり、議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決しました。

お諮りします。

ただ今議員の派遣が議決されましたが、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、その決定については、議長に委任されました。

(休 会)

南政夫議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明5日から10日までの6日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、明5日から10日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、12月11日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時42分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第25号

例月出納検査の結果について

(平成30年9月25日実施)

(平成30年10月24日実施)

2 議長報告第26号

平成30年度定期監査（後期分）の結果について（報告）

3 議長報告第27号

入札結果報告

(平成30年9月27日 3件)

(平成30年10月5日 7件)

(平成30年10月25日 15件)

(平成30年11月7日 9件)

(平成30年11月22日 8件)

4 議長報告第28号

平成29年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書の提出
について

5 議長報告第29号

議員派遣結果報告書について